

「新行財政改革大綱の改定について」 パブリックコメントの結果

募集期間：平成17年2月14日～平成17年2月28日

寄せられた意見：78件(うち重複意見4件)

1 県民の視点に立った行政運営の推進と組織の見直しに対する意見

- 県民ニーズに立脚した施策展開の仕組みづくり

番号	意見内容	同左に対する考え方
1	県民満足度調査の実施をしてはどうか。	県民満足度調査の実施については、現行の大綱にも掲載しておりますが、平成16年1月に県の施策に対する重要度と満足度に関する調査(県民ニーズ調査)を実施し、その結果については、県のホームページに掲載するとともに、今後の施策の基礎資料として活用しております。
2	目標管理型行政経営システムの試行結果の評価はどうであったのか。	目標管理型行政経営システムについては、試行を通じて明らかとなったシステムの意義や目的の理解促進、職員の負担軽減、予算編成への活用といった課題に対応するため、職員に対する説明会の実施、様式の簡素化、予算編成前に予め行う財政当局との施策重点化についての議論の整理、など改善を進め、17年度から事業実施部署を中心に導入したいと考えております。

- 組織の見直し

3	本庁組織は全体として数が減っていないのではないか。	本庁組織は、大きくは総務部、県民文化局などの部や局、そしてその内部組織として観光推進総室などの総室、総務課などの課や係といった様々な単位で構成されております。今回の組織改正により局の数は一つ増えておりますが、総室、課などにつきましては、それぞれ減らしており、全体としてスリム化を図った体制となっております。
4	再編された組織ではどのような仕事を行うこととなるのか明確にしてください。	今年度再編した農林・土木事務所につきましては、「広報いしかわ(3/24)」、「ほっと石川(春号)」、ホームページ、パンフレット等により再編の内容を県民の皆様方に広く周知をしてきたところです。 17年度に実施する組織改正についても、その内容を県民の皆様方へ周知していきたいと考えています。 なお、ご意見も踏まえ、観光交流局の新設、企画振興部への再編についての考え方の詳細を、改定する大綱に記載することとします。
5	新設の「県民生活課」では、業務内容から警察機関との連携が必要と思うが、そのような体制となるのでしょうか。	「県民生活課」では、最近急増している、インターネットを悪用した消費者被害や振り込み詐欺、カード詐欺などによる県民生活の不安への対応、交通安全対策、安全で安心なまちづくりの推進に取り組むこととしております。 このため、ご意見のとおり、警察との連携も必要と考えており、同課へ警察官を配置することとしております。
6	市町村合併の進展を踏まえ、その効果が発揮されるよう県側の指導体制も整えるべきでないか。	平成17年度の組織改正では、基幹的インフラ整備の進捗、市町村合併の進展を踏まえ、インフラを活用しつつ地域主導の地域づくりを推進するため、企画開発部を企画振興部に再編するとともに、企画課地域振興推進室を地域振興課に再編強化することとしております。 この課においては、市町とも連携を取りながら、地域づくり活動の核となるリーダーの育成、先導的な地域づくりのソフト事業構想の募集、事業化、市町が実施する定住情報の発信などの定住促進事業への助成など、市町主体の取り組みをきめ細かく支援し、地域の活性化を図っていきたいと考えております。
7	国は新しい河川整備のあり方「総合治水」を答申し、都市計画と一体とした河川整備の重要性を指摘している。現河川課はこうした視点が欠如していると思われ、新たに都市計画も考慮した「総合治水利水課」を設けるべき。	河川行政は、治水、利水、環境と多岐に渡っており、必要に応じて関係機関と連携を図りながら施策を展開しております。 例えば、ご意見のあった都市計画との連携では、石川県都市計画マスタープラン策定時や施策の実施時には、お互いに協議を行いながら進めているほか、流域における雨水貯留施設の設置、水質改善、地下水の保全・回復などでも都市計画課や下水道課を含む関係各課と協議しながら進めています。 今後とも、関係課や市町と緊密な連携を図り、施策を展開していきたいと考えております。
8	電力も自由化になることから、企業局電気事業は電力会社に売却、また、水道事業も県内自治体と合併を行うなど企業局のあり方を検討するべき。	現在、企業局が取り組んでいる新枯渇発電所の建設も平成18年3月には完成し、今後は管理業務が中心になってくるものと思われまます。 こうしたことから、頂いたご意見も踏まえ、「企業局のあり方検討」という項目を追加することとします。
9	県立大学、工業試験場、農業試験場、病院などの地方独立行政法人化を進めるべきである。(2)	地方独立行政法人化については、平成14年12月に策定した現在の新行革大綱においても、「県立大学、病院、試験研究機関を対象として検討」する旨盛り込まれております。 独立行政法人化に当たっては、県の企画立案部門との連携方策、新たに発生するコスト(会計システムの移行など)への対応などの課題もあり、国や他県の独立行政法人の状況(評価)も踏まえ、検討を進めることとしております。
10	出先機関の名称について、「奥能登事務所」など「奥」が用いられていますが、別の言い方はできないのか。	県の組織の名称については、県民に、組織の位置付けや業務内容が分かりやすいものであることが大切であると考えており、奥能登総合事務所などについても同様に考えております。

- 効率的な事務執行体制の整備

番号	意見内容	同左に対する考え方
11	今後、グループ制が定着した後、フレックス・チーム制の導入について検討を進めてはどうか。 (フレックス・チーム制) 業務に応じて担当職員のチーム編成し、そのチームリーダーを中心に業務を進め、業務内容、量、時期的な変動により、柔軟に編成を変えていくチーム	平成17年度からグループ制を本格的に導入し、中間管理層を実務者として取り込み、職員の総戦力化、弾力的な人員配置による効率化、意思決定や事務処理の迅速化に努めていくこととしております。 ご意見のフレックス・チーム制についても、今後、検討の必要もあるかと思いますが、まずは、グループ制の速やかな定着を図りつつ、簡素・柔軟でより効率的な事務執行体制の構築に努めていきたいと考えております。
12	グループ制導入の試行結果の評価はどうであったのか。	グループ制については、試行によって明らかとなった、グループリーダーの負担軽減や職員間の情報共有不足といった課題に対応するため、大きなグループの規模の見直し、必要に応じたサブリーダーの設置、定期的なミーティングの実施など改善を進め、各部局においてメリットがあると判断した所属に導入することとしております。
13	給与・旅費事務等の事務センター化は、庁内全体で一つの集約となるのか各部局単位で集約化するのか。また、予算や決裁権限も集約するのか。	事務センター化は、スムーズな移行、事務のあり方という点から部局単位での集約を行うものです。この集約に併せ、予算執行の一部について集中処理を行うなどの取組みを行うこととしております。
14	内部管理事務の集約化をすると同時に、例えば伝票の打ち込み事務等について、臨時・嘱託若しくは民間からの派遣職員等を起用することはできないか。	将来的には派遣職員等の活用の検討も必要と考えますが、まずは事務センター化へのスムーズな移行に万全を期してまいりたいと考えています。
15	内部管理事務の集約化により、同様の業務を一つに集約することは、定数及び人件費削減や事務の効率化に繋がることが想定され高く評価します。	これまでとは仕事のやり方が大きく変わりますので、職員への周知を徹底し、混乱を最小限にとどめ無理なくスタートさせていきたいと考えています。

2 財政の健全性を維持するための業務体制や歳入歳出の見直しに対する意見

- 財政の健全性維持に向けた基本方針

番号	意見内容	同左に対する考え方
16	県債残高の抑制については、計画的に繰上償還を行うなど抑制に向けて努力をお願いしたい。	県債残高については、将来の財政負担を考慮し、県債の新規発行を極力抑制するとともに繰上償還も実施するなど、その抑制に努めています。 この結果、実質交付税である臨時財政対策債を除く県債残高は、平成15年度末で既に減少しているほか、16・17年度末についても減少する見込みとなっています。
17	県債残高については、「19年度までに一般債で7百億円圧縮」など具体的な数値目標を掲げるべきである。	県債の制度は、毎年度の国の地方財政政策で決められる部分が多いものの、将来にわたって財政の健全性を維持していくためには、県債残高の抑制を図っていくことは重要と認識しています。 そのため、大綱改定案では、「県債残高を前年度以下の水準に抑制」との目標を掲げたところであり、今後とも、県債の新規発行の抑制や繰上償還の実施などに努めていくこととしております。
18	新聞報道では、県債残高9,716億円。このような借金を返していくすべはあるのでしょうか	県債の発行については、将来の財政負担を考慮し、これまで交付税措置のある有利な県債を活用するなどの工夫を行ってきたので、県債残高のうち約6割は償還財源を確保しており、県の実質的な負担は約4割となっています。 また、近年、県債の新規発行を極力抑制するとともに繰上償還も実施するなど、その抑制にも努めています。 この結果、実質交付税である臨時財政対策債を除く県債残高は、平成15年度末で既に減少しているほか、16・17年度末についても減少する見込みとなっています。
19	石川県版借金時計をつくりHPで公表する。また、職員にも時計が刻む金額を1ヶ月に1回程度メールし、財政危機意識やコストを強く認識させるべきである。	県では、毎年2回、「財政のあらまし」を公表しており、県財政を家計に例えるなどして、本県の財政状況を県民の皆様にはわかりやすくお伝えするよう努めております。 (ホームページでもご覧になれます。) また、職員が厳しい財政状況をしっかりと認識し、常にコスト意識を持って仕事を行っていくことは大変重要なことであり、これまで、予算編成や研修など機会ある毎に理解と認識を深める努力をしてきたところです。 今後とも、現在進めている新行財政改革大綱の見直し作業などを通じ、さらに啓発を図っていきたいと考えています。
20	行革の背景である財政環境の悪化は、これまで推進してきた大型プロジェクトによるものである。「三位一体」など外部要因だけではない。まず責任を明確にするべき。	本県では、平成4年度以降、国の景気対策に呼応して積極的に社会資本の整備を図ってきた結果、県債残高が大幅に増加したことは事実です。 しかし、この間、交通ネットワークの整備や石川の文化発信のためのプロジェクトなど本県の発展を支える社会資本をはじめ、福祉・教育施設など生活に密着した社会資本の整備が進み、県民生活の利便性や質の向上に大きく寄与したものと考えています。 今後は、ハードからソフト施策への転換を図り、充実した社会資本を積極的に活用し、本県の活力の維持・向上を図っていくことが大切であり、平成17年度当初予算でも、こうした観点でソフト施策の充実を図ったところです。

番号	意見内容	同左に対する考え方
21	「財政の健全性を維持するため」は「財政の健全性を高めるため」に改めるべき。	本県の財政状況は、累増した県債の償還に伴う公債費の増加、介護や医療などに係る扶助費の増加、団塊の世代の職員の大量退職に伴う退職手当の増加などにより、今後益々厳しくなることが予測されることから、このような状況下にあっても、行財政改革の取組みをさらに強化・拡充していくことにより、現在の財政状況を保っていくことが大切であると考え、表記の記載としたものです。

- 職員費の抑制

22	歳出全般に占める職員費の割合が高いと思われることから、職員の更なる削減を行うべき。(500人以上削減、5年で30%削減など) (2)	職員数の削減にあたっては、職員費の削減が急務である一方で、県民サービスの提供に支障が生じないよう計画的に取り組んでいるところです。 今回、内部管理事務の集約化等を進め、削減数の拡大・前倒しを行ったところですが、今後も事務事業等の不断の見直しを続けて、職員数の削減に努めてまいります。
23	他県のように、一般職員の給料を3～5%削減するべき。	他県では、厳しい財政状況から、給与の一律削減を行っているところもあることは承知しておりますが、財政状況が各県で異なり、同列で論じることできないと考えております。 給料につきましては、基本的に、公務員の労働基本権の代償措置である人事委員会勧告を尊重すべきと考えており、一律に抑制するといった方法ではなく、制度本来の趣旨、目的にそった運営を行うことを基本に、逐次、適切な見直しを行っていきたいと考えております。
24	臨時職員を削減するべき。	臨時職員については、職員に欠員が生じた場合の一時的な補充、イベントなど時限的な業務への対応、事務補助として必要な場合に配置しております。配置の必要性については、毎年度、業務量等から判断しておりますが、今後も合理化に努めてまいります。
25	特殊勤務手当の廃止を含めた見直しを行うべき。	特殊勤務手当については、これまででも不断に見直しを行ってきました。平成17年当初協議会においても、条例を改正し、診療医事調査研究手当や競馬開催手当など7つの手当について廃止・見直しを行ったほか、規則等の改正により企業手当や守衛業務手当も廃止することとしています。 今後も、各職場への実態調査等を実施し、職場の意見も聞きながら、見直すべきものは見直してまいりたいと考えております。
26	特殊勤務手当については、県内市町村に対しても見直しを指導してほしい。	特殊勤務手当の種類や金額等は、条例という形でそれぞれの市町で定めるべきものでありますが、県としましては、制度の趣旨に合わないものについては、速やかに適正化に向けて見直すよう市町に働きかけていきたいと考えております。
27	県議会議員定数の削減、県議会議員報酬の5%削減及び退職金、年金の削減など議員自らがその身を律するべきである。	議員の定数や報酬などについては、県民の代表である議会において自ら決定すべき事柄であると考えております。 なお、本県議会では、現在、議員定数について、法定数48人のところを条例で46人と定め、また、議員報酬についても、3%の削減を行っているところです。

- 持続可能な財政基盤の確立に向けた歳出全般の見直しと業務の効率化

28	県債残高を減らすためにも、公共事業費は50%減とするべき。	本県の投資的経費は、引き続き全国的にも高水準にあることから、地域の実状にあったローカルルールを全面展開、福祉・教育施設や災害対策など真に必要な事業への重点化を図りながら、全国平均並みの水準まで抑制していかなければならないと考えています。 しかしながら、回復基調にある地域経済への影響も考慮し、急激な抑制は避け、順次抑制を図っていくこととしています。
29	投資的経費の抑制について、聖域を設けていることはないか、抑制の内容を明らかにして下さい。	平成17年度当初予算では、投資的経費について徹底した見直しを行い、その総額を16年度に比べ11.9%減少させました。 また、そのような中でも、地域の実状にあったローカルルールを全面展開、教育・福祉施設など県民生活に密着した社会資本、災害対策への重点化など、必要な施策・事業への選択と集中を図ったところです。 今後とも、こうした工夫を行いながら、本県の財政規模に見合った適正な水準まで、順次抑制していくこととしています。
30	予算の効率的な執行を目指して、当初予算内で事業の執行ができた場合、残った予算は次年度に持ち越せるようにする 予算をうまく使っているところ、また、無駄な使い方をしているところは、その施設名を公開し県民の目にさらすなどを実施すればどうか。	県では、予算の効率的な執行を目指して、計上された予算額よりもできる限り少ない金額で事業を執行するよう努めています。 その結果、平成16年度は約30億円、自由になるお金(一般財源)を節約することができ、3月補正予算において、その分減額したところです。 これらのお金は、県の貯金である基金にまわして、後年度の蓄えとしています。
31	出張に係る日当を廃止し、交通費は実費支給とするべき。他の自治体ではやっている。	出張に係る日当は、職場等への事務連絡費、地理に比較的明るくない出張先での域内の交通費等のために支給されているものです。 また交通費については、旅客運賃等により実費支給を原則に支給しているところです。

番号	意見内容	同左に対する考え方
32	介護保険制度について国会で審議がはじまろうとしているところであるのに、心身障害者等入院療養介護金の廃止決定は、弱者の切り捨てであり、対応に怒りを感じる。仮に国政で決まっても助成制度等で救済することが必要。再考を求め。	心身障害者等入院療養介護金制度は、心身障害者が入院した際の見舞金的性格であるものの、その実態は食事代に対する助成となっております。しかしながら、在宅療養の方は食事代を自己負担していること。介護保険制度改正で調理費を含めた食費が自己負担になること。新たに制定される障害者自立支援法では、更生医療などにおける食材料費は、自己負担とされていること。など、在宅の心身障害者と入院している心身障害者との公平性や福祉制度間の整合性を総合的に勘案し、廃止することとしたものであり、ご理解いただきたいと思います。
33	一般競争入札を拡大するとともに、低価格入札調査制度を導入すべき。	現在、一般競争入札は7.3億円以上(国と同額)の工事を、また、低入札価格調査制度については、24.3億円以上の工事を対象としております。範囲の拡大については、今のところ考えておりませんが、国や他県の状況にも注視し、研究していきたいと考えております。
34	公共事業について、業者の技術力等を活用する性能発注方式を導入する。また、設計積算については、ユニットプライス型積算手法により行うべき。	平成16年度に策定した「公共事業コスト構造改革プログラム」(目標年次:平成20年度)の中で、ユニットプライス型積算手法については、調達最適化を目的とした手法の一つとして盛り込んでおります。性能規定発注方式については、新たな手法であるため、その効果及び課題について国及び他県の状況を調査していきたいと考えております。
35	通常の工事において、ISO等を持っている企業については、工事途中の書類、材料検査、中間検査、工事進捗報告などを極力簡素化できないか。	平成16年度より、土木総合事務所発注工事のうち、請負者がISO9001の認証取得者であり、かつ発注者が協議し請負者の承諾があった工事について、材料検査、段階確認の一部を請負者の自主施工とし、請負者の施工管理の効率化を図る試行工事を実施しております。今後、試行の課題を整理し、より効率化を図れるよう検討していきたいと考えております。
36	処理期間の短縮、押印の廃止など許認可申請手続きの一層の簡素化を進めるべき。	現行の新行財政改革大綱においても、「事務処理手続き等の簡素効率化」という項目を掲げ、申請書類等の簡素化、決裁権限の移譲による意思決定の迅速化に取り組んでいるところです。なお、処理期間の短縮に関しては、平成13年度に行政手続条例の対象となる手続等の標準処理期間を大幅に短縮したほか、押印の廃止については、平成11年度に、「申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則」を定め、原則として、申請書等に本人が署名する場合に押印を省略できることとしております。
37	電力自由化に伴い、県所有高圧受電施設の電気契約については、入札を実施すべき。	北陸地方においては、現在のところ新規事業者の参入の動きはなく、まだ入札する環境とはなっていません。しかしながら、入札に必要な準備は進めたいと考えております。
38	黒塗り公用車は廃止するとともに、残る県庁の公用車は一括管理とし業務の効率化を図るべき。不必要な公用車削減、車両購入費の削減、運転手の削減に繋げることができないか。(2)	黒塗り公用車については、県の公式行事にお迎えする大切な来賓の接遇に必要と考えています。公用車の一括管理については、庁内LANにより公用車の空き情報を公開し部局間の相互利用を促進する取組や任意保険の一括加入により経費の節減を図るなどの取組を進めているところであり、今後とも業務の効率化に努めてまいりたいと考えています。
39	各課の事務事業の見直しにあたっては、前任者から異動前の業務について、必要性があったかどうか、廃止を踏まえた見直しを図るべきものを調査(アンケート)することもいいのではないかと。とにかく、職員一人一人が事務事業の効率化等を図り、パーキンソンの法則にならないよう見直しを行って欲しい。	現大綱にも記載されている目標管理型行政経営システムを通じて、事業の有効性や今後の必要性を評価することとしており、その際には、ご意見があるように、前任者から意見の聴取も、必要に応じ、行って参りたいと思います。また、このような事務事業の見直しを通じて、職員数の抑制に努めていきたいと考えており、大綱改定案においても、これまで400人程度としていた職員数の削減目標を、450人程度に拡大することとしております。
40	県庁の光熱費削減について、光熱費の高かった課を公表するなどにより、削減を促すべきである。	県庁舎の光熱費(空調、照明)については、執務室がオープンフロアであることから、効率的な管理を行う為、各課毎に制御するのではなく、監視室で集中制御するシステムをとっております。
41	インターネットを活用した電子会議を促進するべきである。	県では平成14年度から、庁内LANを活用した「テレビ会議システム」を県庁舎及び奥能登総合事務所、中能登総合事務所、小松県税事務所の4箇所に設置し、遠隔地間の会議開催や出先での講演会の受講に利用するなど、行政事務の効率化に役立てています。
42	業務の効率化の方針として「基本的に民間事業の意識で」を加える。	利潤追求を指向する民間企業と行政サービスとは、その性格において自ずから異なる面があると考えております。しかし、官民の役割分担に基づき、県行政の守備範囲を見直すとともに、民間ノウハウの活用による業務の効率化にも努めていくことは大事なことであり、今回の大綱改定案においても、「業務効率化に向けた民間委託の推進」や、「公の施設への指定管理者制度の導入」などを盛り込んでいるところです。

- 県税収入率の向上に向けた取り組み、受益者負担の適正化など歳入の確保

番号	意見内容	同左に対する考え方
43	悪質な滞納者は氏名を公表するべきである。	一部の市町村では、滞納者の氏名を公表する条例を制定しているところがあることは承知しておりますが、氏名等の公表は地方税法上の守秘義務に抵触する恐れがあるとの指摘もあり、また、実際に公表された事例もございません。 このようなことから、本県では、現在のところ実施することは考えておりません。
44	自動車税の滞納対策を一層厳しくするべきであり、一斉徴収及び自動車差押えなどを実施するべきである。(2)	自動車税のみならず県税の滞納については、差し押えの実施等厳しく対処しているところです。 これまで一斉徴収の実施や、過去には自動車の差押えなども実施してきたところですが、自動車を差押えても換価が難しいことから、現在は、給与や預金等の差押えを中心に滞納整理を行っています。 今後とも、滞納額の縮減に努めてまいりたいと考えています。
45	県と市町村との徴収体制の連携を強化し、個人県民税の直接徴収だけでなく、三位一体改革の基本的枠組みの中にも示されている国民健康保険の都道府県負担の導入を踏まえ、国民健康保険税(料)の連携徴収も必要ではないか。	個人県民税については、現在、市町村において、市町村の住民税と併せて徴収しているものであり、その徴収率を更に向上させる観点から、地方税法の規定に基づき、市町村の同意を得て、県による直接徴収を実施しようとするものです。 しかし、国民健康保険に関しては、今般の三位一体の改革の中で、従来の国庫負担の一部が県負担となったところですが、税(料)の徴収は、専ら市町村の業務であり、個人県民税の県による直接徴収のような仕組みはとれないことをご理解いただきたいと思います。
46	自動車税やガソリン税を福祉・環境分野にも配分できないか。	自動車税は用途の特定されない普通税であり、福祉・環境分野を含め行政の様々な分野の財源として活用しています。 (ガソリン税は国が集める税金です。)
47	歳入確保について、ホームページに民間の広告を有料で掲載してはどうか。	県ホームページへの広告の掲載については、一部の自治体でも採用しておりますが、広告掲載の希望等を勘案しながら、実施の可能性について検討を進めていきたいと考えております。
48	歳入確保について、公用車等に民間の広告を有料で塗装してはどうか。	県の公用車は、バス等のように常時又は定期的には大勢の人々の目に触れるような場所を走行するものではないこともあり、ご提案のことについては、アイデアとは思いますが、需要が見込めないのではないかと思います。
49	歳入確保について、民間のポスター広告などを県庁展望台等に有料で展示してはどうか。	県庁舎の展望ロビーは、来庁された県民の皆様へ直接県の広報を行う貴重な場所として活用しており、限られた展示スペースを広報のために有効に活用したいと考えております。
50	県庁等の会議室・展望台や1Fの吹き抜けスペース等を民間に有料貸出ししてはどうか。	県庁舎は県の業務を行うためのものであるため、収益を上げることを目的として会議室などを民間に貸し出すことは、法律上できないこととなっております。 ただし、県庁舎の用途、目的を妨げることがなく、来庁者の利便性の向上などが図られるものとして、19階の喫茶コーナー、1階の宝くじ売り場などを、使用料を徴収して設置しております。

3 県民サービスのあり方と県行政の守備範囲の見直しに対する意見

- 市町村合併の進展を踏まえ権限移譲の推進

番号	意見内容	同左に対する考え方
51	他の都道府県で市町村に権限移譲されているものは、可及的速やかに移譲するべき。また、県出先機関に委ねることができる業務についても、権限移譲を進めるべきである。	大綱改定案にもあるとおり、平成17年度において「市町村への権限移譲推進指針(仮称)」を策定し、合併市町村の状況にも配慮しながら、逐次、権限を移譲していくこととしており、策定する指針の中には、他県での権限移譲状況も踏まえた、移譲対象事務リストも盛り込むことを考えております。 また、出先機関の権限強化については、既に大綱の中に「事務処理手続き等の簡素効率化の推進」として、「決裁権限の移譲による意志決定の迅速化」を盛り込んでおり、毎年度事務委任項目や専決項目の拡大や見直しを行っております。
52	市町村と同じ様な事業をしている場合は、移譲するか大合併して独立法人化を図るべき	市町村への権限移譲については、大綱改定案にもあるとおり、平成17年度において「市町村への権限移譲指針(仮称)」を策定し、逐次、権限を移譲していくこととしております。 また、独立行政法人化については、ご意見の趣旨が判然とはしませんが、平成14年12月に策定した現在の行革大綱においても、「県立大学、病院、試験研究機関を対象として検討」する旨盛り込まれております。 独立行政法人化に当たっては、県の企画立案部門との連携方策、新たに発生するコスト(会計システムの移行など)への対応などの課題もあり、国や他県の独立行政法人の状況(評価)も踏まえ、検討を進めることとしております。

番号	意見内容	同左に対する考え方
53	市町村合併後の県と地公体との権限分掌の明文化を急ぐ。	市町村合併により行財政基盤の強化された市町村に移譲する権限を明らかにすべきのご意見だと思われます。 大綱改定案にもあるとおり、平成17年度において「市町村への権限移譲推進指針(仮称)」を策定し、合併市町村の状況にも配慮しながら、逐次、権限を移譲していくこととしております。 また、策定する指針の中には、移譲対象事務リストも盛り込むことを考えております。

- 県民ニーズに対応した施設機能の充実

54	犀川河川敷利用者の利便向上及び有効活用として、緑地帯の一部を駐車場にしてはどうか。このままでは、景観上良いが、芝の手入れ、芝の消毒による汚染など実は良いことがみあたらない。	犀川緑地は都市景観の向上や防災機能の確保、環境の保全などを目的に設置されている都市緑地であり、また、上菊橋から下菊橋周辺の河川敷では、洪水時の安全管理面からも駐車場にすることは考えておりません。 なお、利用者の利便性向上に向け、現在、上菊橋付近の法島や大桑地区では、河川敷以外の箇所駐車場(暫定を含み約100台)を整備しており、一部は17年度春に暫定供用の予定です。 また、河川敷の芝生管理にあたっては、近年の県有施設等での農薬使用を抑える方針から、最近2年間では農薬を使用しておらず、今後もこの方針により管理してまいります。
----	--	---

- 民間/ウハウの活用等による施設管理の効率化と経営改善に向けた事業の見直し

55	各施設毎に、毎年度決算時にその利用状況(人数・金額等)に対する歳出額(人件費、維持管理費等)を公表するべきである。	今回の大綱改定案には、「利用者数など施設毎の数値目標の設定」を盛り込んだところであり、その達成状況についても、公表することを予定しております。その際には、ご提案のありました歳出額の状況を公表することも検討したいと考えております。 なお、県関係施設の利用状況については、毎年12月に、その利用人数等を報道機関に資料提供するとともに、県のホームページにも掲載しております。
56	県の各施設及び公社・外郭団体等が管理する施設について、管理体制のスクラップ&ビルドを大胆に行う。 民間団体、NPOなどへの委託促進を図る。 団塊世代退職者の県OBでやる気のある人を起用する 外部による監査と評価を実施する。	大綱改定案にもあるように、公の施設については、効率的な維持管理と県民サービスの向上を図る観点から、今般、その半数程度に指定管理者制度を導入することとしたほか、業務の効率化に向けて、県立美術館や歴史博物館などにおいて、民間への委託も推進することとしております。 また、人材の面では、これまで、公社等からの要請があれば、公務で培った県OB職員の知識、経験や能力の社会的活用観点から、再就職の斡旋を行っております。 なお、ご意見も踏まえ、コンサルタントなど外部専門家を活用して行う「公の施設の利活用策の検討」という項目を追加することといたします。
57	公社・外郭団体等で経営改善を図ったが一定年数(3~5年)経過しても、利用向上が見られないときは廃止警告を発し、その1年後なお改善が見られないときは廃止する。	公社・外郭団体等の経営改善については、平成16年度、県議会においても特別委員会が設置され、様々なご議論を頂いたところであり、その審議内容も踏まえ、今般、大綱の追加・拡充項目として盛り込んだものであります。 その内容としては、林業公社分収造林事業における分収比率の見直し検討や県などからの支援による利子負担の軽減、住宅供給公社における宅地の早期売却に向けた分譲価格の見直しなど、これまでにない抜本的な改革に取り組むこととしており、まずは、これらの改革に鋭意取り組み、経営改善を図っていきたくと考えております。
58	住宅供給公社は自主解散するべきである。	現在、国において、住宅供給公社の自主解散を認める地方住宅公社法改正の動きがあることは承知しておりますが、現在は、自主解散はできないこととなっております。 なお、同公社においては、大綱改定案にあるように、新規団地開発業務を凍結するほか、分譲宅地の早期売却に向けた宅地販売の民間委託、県営住宅管理への指定管理者制度の導入に伴う事業縮小など、公社業務及び公社の今後の在り方について見直しを進めることとしております。
59	小松や能登の方ではインターネットで馬券は買えてもレース映像が無く面白くない。金沢競馬を能登・加賀地方のケーブルテレビでも放送する。そうすればファン層の拡大に繋がるのではないかと。ケーブルテレビでレース映像を流しインターネット馬券の宣伝をきっちりやることで大きな効果が得られるのではないかと。	金沢競馬では、平成14年度から金沢市を中心とした周辺地域で、ケーブルテレビを使った全レース実況中継を行っています。 能登・加賀地方につきましては、今後、検討していきたくと考えております。 なお、インターネットによるライブのレース映像につきましても、今後、検討していきたくと考えております。

4 組織の活性化に向けた人材の育成・確保に対する意見

番号	意見内容	同左に対する考え方
60	施策立案において、若手職員が積極的に意見を言うことができ、反映されるような仕組みづくりが必要。	平成7年度より、職員から施策の提案を受ける職員政策提案制度を実施しています。この中で、若手職員の施策提案には予算面で優遇措置を講じるなど若手職員の提案ができるだけ活かせるような環境作りに努めています。 また、大綱改定案においても、人材の育成・確保の観点から、「若手職員の育成・登用」という項目を盛り込んだところであります。

番号	意見内容	同左に対する考え方
61	新規採用者の研修において、県財政状況をしっかり把握させ、どの事業を重点に行うのか考え実践するように教育することが必要。	新規採用者については、県の財政状況、ビジョンや主要施策など、県職員として必要な基本的な事項について、研修を実施しております。
62	県の現状は指揮する職員いわゆる管理職が多すぎるのではないかと、管理職試験を導入し選抜するべきである。	管理職への登用に当たっては、職員の日頃の勤務実績や能力に基づき、厳正な選抜を行っているところであります。 なお、管理職試験については、試験結果と実務能力が必ずしも一致しないことや、試験勉強に伴う業務への支障、職員の業務量の差が有利、不利につながるなど、多くの課題もあると考えています。
63	希望降任制度においては、当然のことながら、給与においても降格することが必要。(職位が下でも給与が高いことがあってはならない。)	降任した場合には、給料についても降格することとなるほか、管理職手当等も減額となり、年収ベースで見た場合には、相当程度減収になるものと考えております。
64	勤務評定においては、評価する職員の能力も問われると思われることから、部下が上司に対しても、ある程度評価することでできるような仕組みが必要。	部下による上司の評価制度については、恣意的な評価や人気投票的となる可能性もあることなどの問題点もあることから、上司による評価制度の公平かつ公正な運営に努めていきたいと考えております。
65	内部告発制度を導入してはどうか。	現在、内部告発に頼るのではなく、日常の業務遂行において、自由な議論による改善により自浄能力を高めていくことに努めているところであります。 一方で、職員が不正を正すために通報を行うことに対しては、決して不利益な取扱いをすることのないよう配慮していきたいと考えております。
66	職員の採用については、専門分野において、民間企業から積極的に登用することも大事。	平成7年度から、民間において、ITや海外勤務経験など、特定分野において活躍された経歴のある方を採用する試験を実施しているところであり、今後とも継続していきたいと考えております。 また、期間が限定される専門的な行政ニーズへの対応として、新たに「任期付き職員採用制度の創設」という項目を盛り込むことといたします。

5 その他意見

番号	意見内容	同左に対する考え方
67	全体的に目標数値をもっと明確に示せ。	行革の取り組みを計画的かつ着実に実施するためにも、数値目標を明示することは大変重要であると考えており、今回の大綱改定においても、職員削減数や自動車税滞納整理に向けた収入率、口座振替率の目標数値など具体的数値目標の設定に努めたところであります。 また、明確な数値目標を示すことが困難な場合でも、例えば「県債残高を前年度以下の水準」「投資的経費の標準財政規模に対する割合を全国平均を目標」というように、その目安を示す工夫を行っているところであります。 さらに、各行革項目についても、できる限りその実施年度を記載することとしております。
68	行革改定項目で暮らしと福祉に係ることがあるが、廃止・削減など県民が知らない間に実施されることのないようにするべき。	現在、検討を進めております行財政改革の拡充・強化項目については、これまで県議会の委員会において様々な観点からご審議いただき、また、民間有識者による行財政改革推進委員会での議論も踏まえ、今般、パブリックコメントとして県民の皆様のご意見を伺うこととしたものであります。 なお、個別事業の廃止等については、予算や条例に係る県議会での審議を踏まえて、決定していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
69	「見直し」「抑制」等の言葉だけで内容が分からない、もっと明確に示すべき。	「見直し」の場合であっても、例えば、「給料制度・諸手当等の見直し」の下に、その内容をできる限り記載するとともに、「県債残高を前年度以下の水準に抑制」など「抑制」の内容ができるだけ分かるよう心がけたところですが、今回の大綱改定に係る項目は、現大綱の実施期間である平成19年度までの取組項目を記載しており、現時点でその詳細な内容について、決定されていない項目もあることから、「見直し」や「抑制」などの文言をうらざるを得ない場合があることを、ご理解いただきたいと思っております。 なお、毎年度の具体的な取り組みについては、「行財政改革の実施状況及び実施計画」をホームページなどで公表しております。
70	パブリックコメントの広報が不十分である。	今回のパブリックコメントは、平成16年4月に策定した、「石川県県民意見募集制度(パブリックコメント)指針」に基づき、ホームページへの掲載、県の行政情報サービスセンターや小松合同庁舎、中能登及び奥能登総合事務所の行政相談窓口での閲覧配布、新聞紙面を活用した「広報いしかわ」への掲載、及び報道機関への情報提供を通じて、県民への周知を図ったところであります。 パブリックコメントについては、今後とも、これらの方法を通じて、県民の方々への広報に努めてまいりたいと考えております。
71	県民の県政への関心を高めるため、例えば行革の進捗状況を分かり易く示すなどそうした努力が足りない。	県では、毎年度、「行財政改革の実施状況及び実施計画」を策定し、議会の委員会においてご審議いただくとともに、ホームページへの掲載及び行政情報サービスセンターにおける閲覧配布を行っております。 今後とも、行財政改革の取り組み状況に関する広報に努めて参りたいと考えております。

番号	意見内容	同左に対する考え方
72	<p>県民一人一人においても、行政任せという意識から脱却する事が重要。県民意識の改革を行うため、県民との協働を図りつつ、県民と行政との役割分担を明らかにする必要がある。</p>	<p>県民の県行政に対する認識を深めていただくためにも、これまでも県政出前講座の実施やホームページの充実により、県政情報の提供機能の充実を図っており、また、県民との協働を図るためのNPOから行政に対する事業企画案の公募なども実施しております。</p> <p>また、今回の大綱改定に当たっても、限られた経営資源の中で行政サービスを重点化・効率化するため、県行政の守備範囲の見直しとの観点から、様々な改革項目を掲げたところです。</p>
73	<p>新県庁舎の投資効果は出ているのか、評価を数字で出すべき。</p>	<p>現県庁舎は、「人にやさしい」、「環境にやさしい」、「災害に強い」庁舎を目指し建設しました。</p> <p>数字で評価できるものとしては、現在までに646千余の多くの県民の皆様が利用されていることや、省エネタイプの設備としたことに加え、照明の省電力化、適正な空調管理などにより、光熱水費としては、旧庁舎が4,136円/m²・年(H12実績)に対し、現庁舎は2,176円/m²・年(H15実績)であり、環境負荷の軽減などとなっております。</p>
74	<p>各事業について、予算書だけでは説明内容が十分でないことから、予算の公開性・明瞭性確保の観点から、予算書、予算説明資料も議会議決事項にするべきである。</p>	<p>地方自治法の規定に基づき、予算については、予算の款・項など所要事項が議決対象とされております。</p> <p>予算説明資料は、ご指摘の公開性・明瞭性の観点も踏まえ、県民の皆様によりわかりやすくするために、本県独自の資料として任意に作成しているものであり、議決対象としていないことについては、ご理解いただきたいと考えています。</p>